



選挙時における政治活動の制限について

質 問

府議会議員選挙の選挙期日の2週間後に、A市（政令指定都市ではない）の市議会議員選挙があります。次の政治団体は、府議会議員選挙の選挙運動期間中に行う政治活動について、どのような制限を受けるのでしょうか。

- ①府議会議員選挙の候補者の所属する政党甲
- ②A市議会議員選挙の候補者の後援会乙

回 答

設問の回答の前に、まず、政治活動の規制の目的や規制の内容について概要を説明します。

まず、選挙運動と政治活動は、公職選挙法上、理論的には明確に区別される概念となっています。

政治活動とは、「政治上の主義施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の行為の中から、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為」をいい、文書図画その他言論により政治活動を行うことは、集会、結社及び言論、出版その他の表現の自由として、憲法で保障された基本的人権の1つとされています。

一方、選挙運動は、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」と定義づけられていますが、選挙の腐敗防止、候補者間の平等確保、金のかからない選挙等、選挙の公正と自由を確保するため、公職選挙法により厳しく規制されています。

このようなことから、選挙運動に対する規制と同様の規制を、選挙運動と関係のない政治活動に対して加えることは、本来的には、憲法で保障された基本的人権の制限となり妥当ではないといえます。

しかし、政党その他の政治団体が、選挙運動にわ

たる活動を厳格に規制されている選挙運動期間中において、選挙運動にわたらない政治活動を行っていても、実体的には極めて選挙運動に紛らわしいものもあり、選挙運動と政治活動は区分し難いものです。

したがって、政党その他の政治団体の選挙運動に対してのみ規制を加えることは、選挙の公正と自由の確保の見地からみて必ずしも充分とはいえないことから、基本的人権の1つである政治活動についても、その合理的制限として、公職選挙法は、選挙運動にわたらない政治活動をも、選挙運動規制の補完として規制しています。

次に、政党その他の政治団体の選挙における政治活動の適用対象や規制される政治活動の方法等について以下に触れていきます。

1. 適用対象

選挙における政治活動の規制の対象となるのは、「政党その他の政治活動を行う団体」です。したがって、個人が行う政治活動は、規制の対象外であり、たとえ選挙期間中といえども選挙運動にわたらない純然たる政治活動は、それが個人の活動として行われる限り全く自由に行うことができます。

次に、「政党その他の政治活動を行う団体」とは、「政治活動」を行う団体をすべて含みますので、政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体のみならず、副次的に政治目的を有するような経済団体、労働団体、文化団体等をも含みます。

2. 政治活動の規制される選挙の種類

政治活動の規制を受けるのは、次の①～⑥の選挙です。

- ①衆議院議員の総選挙、再選挙及び補欠選挙
- ②参議院議員の通常選挙、再選挙及び補欠選挙
- ③都道府県の議会の議員の一般選挙、再選挙、補

欠選挙及び増員選挙

- ④指定都市の議会の議員の一般選挙、再選挙、補欠選挙及び増員選挙
- ⑤都道府県知事選挙
- ⑥市長選挙

しかし、例えば、連呼行為や、掲示又は頒布する文書図画へ当該選挙区の特定の候補者の氏名又は氏名が類推される事項を記載すること、国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物において文書図画（新聞紙及び雑誌を除く）の頒布をすることは、公職選挙法第201条の13の規定により、町村の議会選挙を含むすべての選挙において行うことはできません。

3. 政治活動規制の時間的場所的範囲

規制の時間的範囲は、選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間であり、場所的範囲については、衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙においては全国を通じて規制を受けますが、その他の規制を受ける選挙については、それぞれの選挙の行われる区域においてのみ規制を受けます。

4. 規制される政治活動の方法

規制される政治活動は、態様や効果の点において、選挙運動と紛らわしい次の①～⑩の方法によるものが規制されます。

したがって、それ以外の手段による政治活動は、いかなる選挙の期日の公示の日から選挙の当日までであろうと、また、いかなる政党その他の政治活動を行う団体であろうと全く自由に行うことができます。例えば、政党その他の政治活動を行う団体が、規制を受ける選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間に、新聞紙又は雑誌による広告や、テレビ等による政治活動は、選挙運動にわたらない限り、何ら規制されません。

- ①政談演説会の開催
- ②街頭政談演説の開催
- ③ポスターの掲示
- ④立札及び看板の類の掲示（政党その他の政治団

体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く）

- ⑤ビラ（これに類する文書図画を含む）の頒布
- ⑥政策の普及宣伝（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む）及び演説の告知のための自動車及び拡声器の使用
- ⑦機関新聞紙及び雑誌に選挙に関する報道、評論を掲載して頒布し、又は掲示すること
- ⑧連呼行為
- ⑨掲示又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌を除く）における特定候補者の氏名等の記載
- ⑩国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く）における文書図画（新聞紙及び雑誌を除く）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く）

以上の内容を踏まえ、設問について回答していきます。

まず、府議会議員選挙の選挙は府内全域で行われることから、甲、乙ともに、府議会議員選挙の選挙の期日の公示の日から選挙の当日までの間、府内において、上記①～⑩の政治活動を行うことはできません。

しかし、甲については、府内の全選挙区を通じて3人以上の所属候補者を有し、大阪府選挙管理委員会により所定の手続きを経て確認を受けた場合、確認団体として、公職選挙法第201条の8第1項各号の規定により次の①～⑥の政治活動を行うことができます。この確認団体は、政党以外の政治団体でもなることができますが、政治資金規正法第6条による届出をしていることが必要です。

- ①政談演説会の開催（所属候補者数の4倍に相当する回数のみ）
- ②街頭政談演説の開催（停止した政治活動用自動車の車上又はその周囲）
- ③政治活動用自動車の使用（1台+所属候補者の数が3人を超える場合は、その超える数が5人を増すごとに1台）

- ④政治活動用のポスターの掲示（1選挙区毎に長さ85cm×幅60cm以内のものを100枚以内+当該選挙区の所属候補者の数が1人を超える場合は、その超える数が1人を増すごとに50枚）
- ⑤立札及び看板の掲示（政談演説会の告知のために使用するもの（1の政談演説会ごとに5以内）及びその会場内で使用するもの、政治活動用自動車に取り付けて使用するもの）
- ⑥ビラの頒布（2種類以内）

なお、確認団体が使用できるポスターやビラは、所属候補者の選挙運動のために使用することができますが、特定候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を記載することはできません。したがって、ポスターに、「甲党候補者に1票を」と記載することはできませんが、「甲党候補者〇〇に1票を」と記載することはできません。

このように、特定の選挙の期間中においては、一定の政治活動に制限が加えられることになり、例えば相当以前から政談演説会を予定していた場合や、従来から定期的に政治活動として宣伝活動を行っている場合にも、その予定日が特定の選挙の選挙期間にあたってしまった場合には、確認団体制度の適用を受けない限り、当初予定していた時期で実施することができないといったケースも起こりえます。

（大阪府総務部市町村課選挙グループ）

10月1日 国勢調査を実施します。

- 国勢調査は、平成22年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
- 調査結果は、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちのより良い生活のために役立てられます。
- 調査票へのご回答、よろしくお願いいたします。
 ※個人情報保護意識の高まりに対応し、封をして提出していただくことにしました。
 ※昼間不在の世帯が増加していることから、郵送でも提出できるようにしました。



国勢調査については、平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査e-ガイド」をご覧ください。

[国勢調査e-ガイド](#)

検索

総務省 大阪府 市区町村